

議案第10号

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月24日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

中小企業者等への事業資金の貸付けについて、金融機関との間において定める貸付利率が、条例で定める利子補給の上限である年3パーセントを超える見込みとなっており、今後も中小企業者等に対し必要な支援を行うため、利子補給の上限を年4パーセントに改めるため提案するものです。

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

我孫子市中小企業資金融資条例（昭和35年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（利子補給）</p> <p>第7条 市長は、この条例の規定による資金の融資を受けた中小企業者等に対し、<u>年4パーセント</u>以内の利子補給を行うものとする。ただし、第3条第1項に定める貸付期間を超える期間に係る利子については、補給しない。</p>	<p>（利子補給）</p> <p>第7条 市長は、この条例の規定による資金の融資を受けた中小企業者等に対し、<u>年3パーセント</u>以内の利子補給を行うものとする。ただし、第3条第1項に定める貸付期間を超える期間に係る利子については、補給しない。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。